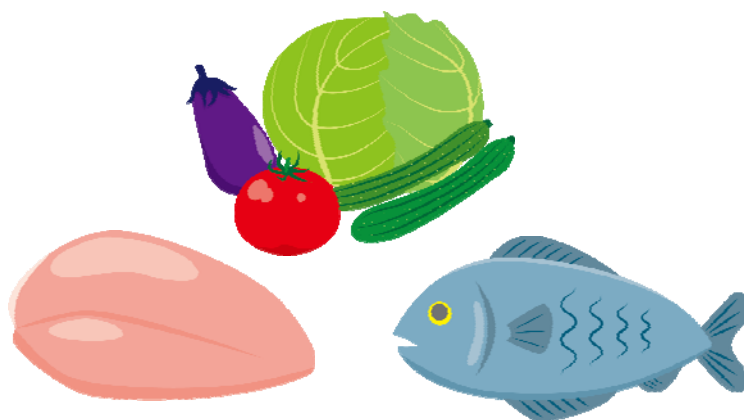


食品衛生申請等システムを利用した営業 届出マニュアル



令和3年9月

令和4年3月改訂

横浜市 食品衛生課作成

1 事業者情報登録（初回のみ）

1 食品衛生申請等システムを利用して営業届をするには事業者情報登録（アカウント登録）が必要です。以下のURL、厚生労働省ホームページ等から、当該システムにアクセスしてください。

★スマートフォンからもアクセスできます。スマートフォンでの操作方法については、「食品衛生申請等システムを利用した営業届出マニュアル【モバイル（スマートフォン・タブレット）向け】」を御参照ください。

【食品衛生申請等システム】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



【食品衛生申請等システムログイン画面】

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

マニュアル
本文へ よくあるご質問 (FAQ) 文字サイズの変更
標準 大 特大

食品衛生申請等システム

The Food business Application System for licenses, export certificates and report of food recalls.

① 初めて利用される方は、「アカウントの作成はこちら」からIDを作成してください。
G Biz IDを利用される方は、「G Biz IDでログイン」をクリックしてください。

G Biz IDを利用される方

gBiz ID G Biz IDでログイン **gBiz ID** G Biz IDを作成

G Biz IDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできる経済産業省が提供するサービスです。

G Biz IDを利用されない方

ログインID **ログイン** [パスワードを忘れた方はこちら](#)
パスワード [アカウントの作成はこちら](#)

G Biz IDを利用せずに本システムのサービスをご利用することも可能です。その場合は、「アカウントの作成はこちら」から、アカウントを作成してください。

2 ログイン画面で「アカウントの作成はこちら」ボタンを押下します。

GビジネスIDを利用される方

 GビジネスIDでログイン >  GビジネスIDを作成 >

GビジネスIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできる経済産業省が提供するサービスです。本システムは、GビジネスIDをご利用されることを推奨しています。

GビジネスIDを利用されない方

ログインID

パスワード

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[アカウントの作成はこちら](#)

GビジネスIDを利用せずに本システムのサービスをご利用することも可能です。その場合は、「アカウントの作成はこちら」から、アカウントを作成してください。

3 担当者基本情報を入力し、「次へ」ボタンを押下します。

担当者基本情報登録

食品等事業者の担当者情報を登録します。
必要な情報を入力して、基本情報・代表者基本情報を登録する「次へ」ボタンをクリックしてください。

担当者基本情報

姓	横浜	名	花子
姓フリガナ	ヨコハマ	名フリガナ	ハナコ
郵便番号	2310005	選択	
都道府県	神奈川県		
市区町村	横浜市中区		
町域	本町		
番地等	6-50-10		
マンション名等			
電話番号	090-1111-2222	ファクシミリ番号	
所属部署	食品課		
生年月日	1980-01-01		
電子メールアドレス	yokohama_hanako@ab.co.jp		
パスワード	●●●●●●●●		
パスワード確認	●●●●●●●●		
秘密の質問	好きな町は		
答え	横浜		

オレンジ色のセルが必須の入力項目です。

担当者メールアドレスが、本システムのログインIDとなります。
また、本システムの各種メール通知は、こちらのアドレス宛に送付されます。

パスワードは8文字以上でなければ登録できません。

[次へ](#) [戻る](#)

4 食品等事業者の基本情報を入力し、「確認」ボタンを押下します。

食品等事業者基本情報登録

食品等事業者の基本情報・代表者基本情報を登録します。
必要な情報を入力して「確認」ボタンをクリックしてください。

基本情報

事業形態	<input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人		
法人番号	1234567891012		
会社名	〇〇株式会社		
フリガナ	マルマルカブシキガイシャ		
郵便番号	2310005	選択	
都道府県	神奈川県		
市区町村	横浜市中区		
町域	本町		
番地等	6-50-10		
電話番号	045-670-0000	ファクシミリ番号	045-670-0001

法人の場合

法人番号（13桁）、会社名及び所在地を
登記通りに入力してください。

※不明な場合は、国税庁「法人番号公表サ
イト」で検索できます。

個人の場合

事業形態を個人にさせていただき、
屋号/商号を入力してください。

注意：町名までを「町域」に、〇丁目以降は「番地等」に入力してください。

代表者基本情報

姓	横浜	名	太郎
姓 フリガナ	ヨコハマ	名 フリガナ	タロウ
電子メールアドレス	yokohama_taro@ab.co.jp		
肩書	代表取締役		

オレンジ色のセルは必須の
入力項目です。

確認 戻る

5 入力内容を確認し、問題がなければ「登録」ボタンを押下します。

→仮登録の完了メッセージが表示されます。

食品等事業者基本情報登録 >> 確認

以下の食品等事業者の基本情報で登録します。
内容に問題がない場合は「登録」ボタンをクリックしてください。

担当者基本情報

姓	横浜	名	花子
姓 フリガナ	ヨコハマ	名 フリガナ	ハナコ
郵便番号	2310005		
都道府県	神奈川県		
電子メールアドレス	yokohama_taro@ab.co.jp		
肩書	代表取締役		

登録 戻る

6 完了画面が表示されます。

<食品等事業者基本情報登録 >> 完了>

ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ログイン
本文へ
文字サイズの変更
印刷 大 特大

食品等事業者基本情報登録 >> 完了

① 仮登録完了後、引き続き本登録手続きが必要です。
仮登録完了後に、ご登録いただきましたメールアドレスに本登録のご案内メールをお送りしております。
メールに記載のURLより本登録手続きをお願いいたします。

食品等事業者の基本情報の仮登録が完了しました。
登録した基本情報は、トップメニューの食品等事業者基本情報詳細から参照してください。

ログインID | yokohama_hanako@ab.co.jp

閉じる

7 アカウントの新規登録を受け付けた旨を通知するメールが担当者メールアドレス宛に届きますので、メールに記載されたURLのリンクを押下します。

8 表示される画面で、「アカウントを有効化」ボタンを押下します。
→アカウントの本登録が完了となり、トップメニュー画面が表示されます。

<食品等事業者有効化>

ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ログイン
本文へ
文字サイズの変更
印刷 大 特大

食品等事業者有効化

本システムを利用して、誠にありがとうございます。
下のボタンをクリックして、アカウントを有効化してください。

アカウント有効化

ログイン ID は、アカウント登録時に設定した担当者メールアドレスとなります



アカウントの有効化メールで記載された URL の有効期間は **24 時間以内** となりますので、ご注意ください



2 営業届出のながれ

- 1 **1**で取得したログインIDとパスワードをログイン画面で入力し、ログインします。

GビジネスIDを利用される方

gBiz ID GビジネスIDでログイン > **gBiz ID** GビジネスIDを作成 >

GビジネスIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできる経済産業省が提供するサービスです。本システムは、GビジネスIDをご利用されることを推奨しています。

GビジネスIDを利用されない方

ログインID

パスワード

ログイン

パスワードを忘れた方はこちら >

アカウントの作成はこちら >

GビジネスIDを利用せずに本システムのサービスをご利用することも可能です。その場合は、「アカウントの作成はこちら」から、アカウントを作成してください。

- 2 トップメニューの「営業の届出」ボタンを押下します。

ひと、暮らし、みらいのために **FAS**

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

食品衛生申請等システム
The Food business Application System
for licenses, export certificates and report of food recalls

営業許可・届出

- 営業許可の申請 >
- 営業の届出 >**
- 地位承継届の届出 >

メニュー

「食品衛生申請等システム」に開始に伴い、ネットで申請・

2020年6月から「食品衛生申請等システム」の運用が始まり、これにより、今まで営業所を所管する保健所の窓口で手続きをトを通じて申請・届出ができるようになります。

3 届出営業施設一覧画面が表示されますので、「新規届出」ボタンを押下します。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文へ
文字サイズの変更
標準 大 特大

メニュー 営業許可・届出 食品リコール マイアカウント管理

届出営業施設一覧

営業届出済みの情報、及び、営業届出中の情報が一覧されています。
新たに営業届出を行う場合は「新規届出」ボタンをクリックしてください。また、それぞれの一覧から参照や手続きを行って下さい。

届出者情報

法人番号	1234567891012
氏名（法人の場合は法人名）	〇〇株式会社
フリガナ	マルマルカブシキガイシャ
法人の代表者の氏名	横浜 太郎
フリガナ	ヨコハマ タロウ

整理番号	ステータス	届出年月日	名称、屋号又は商号	郵便番号
届出中の営業届が一覧されます。新たに手続きを行う場合は新規届出を行ってください。				

登録済みの営業施設の営業届出を行う場合はこちらから選択してください

新規営業施設

新規届出 戻る

- 4 届出営業施設登録画面で各項目を入力し、入力が完了したら「確認」ボタンを押下します。

届出営業施設登録

営業届（新規、廃業）を行う営業施設の届出を行います。
営業施設の情報を設定、営業届出対象の営業の種類を設定して「確認」ボタンをクリックしてください。

整理番号	
ステータス	未届
届出年月日	2021-04-16

届出者情報

法人番号	1234567891012
氏名（法人の場合は法人名）	〇〇株式会社
フリガナ	マルマルカブシキガイシャ
法人の代表者の氏名	横浜 太郎
フリガナ	ヨコハマ タロウ
郵便番号	231-0005
住所	横浜市中区本町 6-50-10
電話番号	045-670-0000
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	

担当者情報

氏名	横浜 花子
フリガナ	ヨコハマ ハナコ
電話番号	

営業施設情報

名称、屋号又は商号	
フリガナ	

オレンジ色のセルは必須の入力項目です。

申請・届出内容の記載中に、**30分以上経過**すると「有効期間切れ」と表示され登録できない場合があります。

作業を一旦中断等される場合は、画面下部の「一時保存」ボタンを押してください。（作業中の情報が30日間保存されます）

届出営業施設登録画面の続きです。

営業施設情報

名称、屋号又は商号	〇〇保育園
フリガナ	マルマルホイクエン
郵便番号	2310005 <input type="button" value="住所検索"/>
都道府県	神奈川県
市区町村	横浜市中区
町域	本町
番地等	6-〇-〇
マンション名等	横浜ビル 1F
電話番号	045-000-0000
ファクシミリ番号	045-000-0001
電子メールアドレス	yokohama_marumaru@ab.co.jp
営業車の自動車登録番号	
主として取り扱う食品又は添加物	753 調理食品 <input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="クリア"/>
主として取り扱う食品又は添加物 (自由記載)	
業種	保育園給食
自動販売機の型番	
使用水の種類	水道水
水質検査の結果	ファイル登録ボタンから登録してくだ

注意：町名までを「町域」に、〇丁目〇-〇は「番地等」に入力してください。

「3 主として取り扱う食品又は添加物 (P12)」をご確認ください。
なお、主たる取扱食品が複数ある場合は、「主として取り扱う食品又は
添加物 (自由記載)」欄を活用して入力してください。

届出営業施設登録画面の続きです。

「4 営業の種類を選択 (P13)」で詳しく説明しております。

該当する資格を選択してください

- ①食品衛生監視員
- ②食品衛生管理者の資格要件を満たす者
- ③調理師
- ④製菓衛生師
- ⑤栄養士
- ⑥船舶料理士
- ⑦と畜場法に基づく衛生管理責任者
- ⑧と畜場法に基づく作業衛生責任者
- ⑨食品処理衛生管理者
- ⑩知事等が行う講習会又は知事等が選正と認める講習会受講者

入力例)

- ・⑩を選択した場合
⇒〇〇講習会、〇年〇月〇日取得 (受講日)、
第〇〇号 (修了証番号)
- ・③や⑤等を選択した場合
⇒△県〇年〇月〇日取得、第〇〇号 (資格番号)

衛生管理計画：HACCP に沿った衛生管理を既に実施している場合は「有」を、これから実施する場合は「無」を選択します。

HACCP の取組：取り組んでいる衛生管理の種類 (HACCP に基づく衛生管理 / HACCP の考え方を取り入れた衛生管理) を選択してください。

※ 「HACCP に基づく衛生管理」・「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の詳細については、次の URL を参照してください。
厚生労働省 HACCP のページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/haccp/index.html

【開示情報設定】とは？

本システムで自動発行する、オープンデータファイルに情報を公開するか、非公開にするかを選択する項目です。
→公開を選択すると、オープンデータファイルに情報掲載され、非公開にすると空白になります。

横浜市では次の書類を確認していますので、ファイル登録をお願いします。

◆食品衛生責任者の資格を証明する書類

栄養士免許、調理師免許、食品衛生責任者養成講習会修了証等のデータを添付してください。

◆給食施設や製造業の場合は施設の構造設備がわかる図面

- ▶ **ファイルを添付する場合は**、画面の下部にある「ファイル登録」ボタンを押下します。
- ▶ **備考に入力する項目がある場合も**、「ファイル登録」ボタンを押下してください。

資格 未選択

受講した講習会、資格取得年月日等

衛生管理情報

衛生管理計画 未選択

HACCPの取組 未選択

輸出食品取扱施設 未選択

施設情報

指定成分等含有食品を取り扱う施設

開示情報確認

届出者氏名 公開 非公開

届出者住所 公開 非公開

営業施設名称、屋号又は商号 公開 非公開

営業施設所在地 公開 非公開

営業施設連絡先 公開 非公開

ファイル登録 確認 戻る 一時保存

「ファイル登録」ボタンを押下すると、ファイル登録画面に移ります。



届出営業施設登録 >> ファイル登録

営業届出に必要なファイルを設定して下さい。
ファイルの指定が完了後「設定」ボタンをクリックしてください。

水質検査の結果 参照... **ファイルクリア**

その他必要書類①	養成講習会修了証	食品衛生責任者養成講習会修了証.pdf	ファイルクリア
その他必要書類②		参照...	ファイルクリア
その他必要書類③		参照...	ファイルクリア
その他必要書類④		参照...	ファイルクリア
その他必要書類⑤		参照...	ファイルクリア

「備考」欄はここにあります。
必要に応じて入力してください。

設定

ファイルの添付、備考欄への入力が完了したら、「設定」ボタンを押下してください。届出営業施設登録画面に戻ります。

「その他必要書類」欄の「参照」ボタンを押下して、必要なファイルを登録し、ファイル名を入力してください。ファイルの容量が大きいため添付できない場合は、「水質検査の結果」欄に登録してください。

《添付できるファイルのサイズ》

「その他必要書類」 1 MB
「水質検査の結果」 5 MB

5 確認画面が表示されるので、入力内容及び添付ファイルを確認し、問題がなければ「登録」ボタンを押下します。

→管轄する保健所に対して、営業届出登録の旨がメールで通知されます。

届出者氏名	公開
届出者住所	公開
営業施設名称、屋号又は商号	公開
営業施設所在地	公開
営業施設連絡先	公開

登録 戻る

6 登録が完了すると、整理番号が発番され、完了画面に遷移します。

→一覧におけるステータスが『届出内容確認待』となります。

届出営業施設登録 >> 完了

i 正常に登録しました。

営業施設情報の営業届出が完了しました。
登録した営業施設情報の営業届出は、届出営業施設一覧から確認出来ます。

整理番号 NIF202100000010

戻る

7. これで届出作業完了となります。

横浜市保健所又は各福祉保健センター生活衛生課より、記載内容等について確認の連絡をする場合がございますので、ご了承ください。

3 主として取り扱う食品又は添加物

『主として取り扱う食品又は添加物』は、「選択」ボタンを押下すると日本標準商品分類が表示されますので、該当する食品等の一般名称を選択してください。

日本標準商品分類の選択

総務省で発行されている日本標準商品分類から、該当する食品等の一般名称を選択して下さい。

検索条件

大分類 ▼

名称

商品コードと名称

コード 名称

(大分類選択画面↓)

日本標準商品分類の選択

総務省で発行されている日本標準商品分類から、該当する食品等の一般名称を選択して下さい。

検索条件

大分類

名称

商品コードと名称

コード 名称

- 未選択
- 自動販売機
- 農産食品
- 畜産食品
- 水産食品
- 農産加工食品
- 畜産加工食品
- 水産加工食品
- その他の食料品**
- 飲料、氷
- 指定添加物
- 既存添加物
- 一般に食品として供されている物であって添加物として使用される物
- 天然香料基原物質名
- 器具
- 容器包装
- おもちゃ

(検索を活用し、該当する食品等名称の「選択」ボタンを押下↓)

日本標準商品分類の選択

総務省で発行されている日本標準商品分類から、該当する食品等の一般名称を選択して下さい。

検索条件

大分類 ▼

名称

商品コードと名称

コード 名称

コード	名称
<input type="button" value="選択"/> 7522	その他の食料品 食用油脂(※2… 食用動物油脂(…
<input type="button" value="選択"/> 75221	精製ラード(※…
<input type="button" value="選択"/> 75229	その他の食用動…
<input type="button" value="選択"/> 7523	食用加工油脂(…
<input type="button" value="選択"/> 75231	ショートニング…
<input type="button" value="選択"/> 75232	マーガリン(フ…
<input type="button" value="選択"/> 753	調理食品
<input type="button" value="選択"/> 7531	調理冷凍食品

(一例)

メニューの多い給食施設などでは、「大分類」を“**その他食料品**”とし、「商品コードと名称」は“**753 調理食品**”を選択すればよいでしょう。

また、名称欄に直接キーワードを入力し、検索することもできます。



日本標準商品分類は次の URL から確認できます。

「食品衛生申請等システム」のよくあるご質問 (FAQ) その他

<https://ifas.mhlw.go.jp/faq.htm#h8>

※「Q「主として取り扱う食品又は添加物」「営業の種類」の一覧について」を御確認ください。

4 営業の種類を選択

『営業の種類』では、「+」ボタンを押下し、営業の種類を選択します。

なお、複数の届出業種を営んでいる場合は、代表的な1業種について届出を行うことで差し支えありません。

自動販売機による営業の場合は設置場所（例：2F 休憩室、1F 事務所横など）を右側の備考欄に入力してください。

未選択

- ① 魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）
- ② 食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）
- ③ 乳類販売業
- ④ 氷雪販売業
- ⑤ コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）
- ⑥ 弁当販売業
- ⑦ 野菜果物販売業
- ⑧ 米穀類販売業
- ⑨ 通信販売・訪問販売による販売業
- ⑩ コンビニエンスストア
- ⑪ 百貨店、総合スーパー
- ⑫ 自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く）
- ⑬ その他の食料・飲料販売業
- ⑭ 添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）
- ⑮ いわゆる健康食品の製造・加工業
- ⑯ コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）
- ⑰ 農産保存食料品製造・加工業
- ⑱ 調味料製造・加工業
- ⑲ 糖類製造・加工業
- ⑳ 精穀・製粉業
- ㉑ 製茶業
- ㉒ 海藻製造・加工業
- ㉓ 卵選別包装業
- ㉔ その他の食料品製造・加工業
- ㉕ 行商
- ㉖ 集団給食施設
- ㉗ 器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）
- ㉘ 露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
- ㉙ その他

例) 保育園給食を営業する場合・・・㉖集団給食施設

スーパーを営業する場合・・・⑪百貨店・総合スーパー

※営業の種類に迷う場合は施設のある福祉保健センター生活衛生課までお問い合わせください。

5 届出後の注意事項

- 1 届出内容の廃業、変更等が生じた場合は、当システムから廃業・変更の登録をお願いします。手続き方法につきましては、厚生労働省ホームページに掲載されているシステム利用マニュアルを参照してください。

【システム利用マニュアル掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00012.html



【よくあるお問合せ】

- ・パスワード失念 : [マニュアル 第1章 P.31~]
- ・パスワード変更 : [マニュアル 第1章 P.37~]
- ・事業者登録情報の変更 : [マニュアル 第1章 P.40~]
- ・届出営業の変更・廃業 : [マニュアル 第2章 P.55~]
- ・届出登録の修正、取下げ : [マニュアル 第2章 P.61~]
- ・届出情報の閲覧 : [マニュアル 第2章 P.63~]

- 2 届出対象の営業を営む場合、食品衛生責任者の設置のほか、**HACCP に沿った衛生管理の実施**が求められます。

衛生管理等に関してご不明な点は、管轄の福祉保健センター生活衛生課までお問い合わせください。

- 3 新しい営業許可制度や届出制度創設に関しては、厚生労働省ホームページ等を参照いただき、ご不明な点があれば、管轄の福祉保健センター生活衛生課までお問い合わせください。

※パソコン、スマートフォンをお持ちでなく、当システムでの手続きが難しい場合は、これまで通り福祉保健センター生活衛生課の窓口での受付も可能です。

6 問い合わせ先

【営業届の入力方法、添付書類などに関するお問い合わせ先】

- ・ 電話番号： 045-671-4634
- ・ 受付時間： 9：00～17：00（平日）

【システムに関する動作・操作・仕様に関するお問い合わせ先】

※厚生労働省の食品衛生申請等システムのヘルプデスクとなります。

- ・ 電話番号： 080-4953-0566（代表）
- ・ メール： TJ-fas-helpdesk@tjsys.co.jp
- ・ 受付時間： 8:30～18:00（平日）

【申請や届出の内容に関するお問い合わせ先】

※営業届の入力方法、添付書類などに関すること以外の内容は、各福祉保健センター生活衛生課へお問い合わせください。

各区福祉保健センター生活衛生課連絡先

窓 口	電話番号	窓 口	電話番号	窓 口	電話番号
鶴見区	510-1842	保土ヶ谷区	334-6361	青葉区	978-2463
神奈川区	411-7141	旭 区	954-6166	都筑区	948-2356
西 区	320-8442	磯子区	750-2451	戸塚区	866-8474
中 区	224-8337	金沢区	788-7871	栄 区	894-6967
南 区	341-1191	港北区	540-2370	泉 区	800-2451
港南区	847-8444	緑 区	930-2365	瀬谷区	367-5751

*市外局番は045です。